

## 固定資産（土地・家屋）をお持ちの方へ（お知らせ）

阿波市内に固定資産をお持ちの方が亡くなられ、名義の変更を希望される場合には、相続登記のお手続きをいただくこととなりますが、地方税法では1月1日が固定資産税の賦課期日として定められており、賦課期日時点の所有者に対し、固定資産税を課税することとなります。

毎年5月には所有者に対し、固定資産税納税通知書（以下、「通知書」という）を発送いたしますが、発送前に所有者が亡くなっている場合は、相続人の方や納税管理人の方へ通知書の発送を行っております。

阿波市では、固定資産をお持ちの方がお亡くなりになった場合、「**土地・家屋を現に所有する者の申告書**」の提出をお願いしており、そのお届けを基に納税通知書等を発送させていただいております。お届けがない場合には、市が代表者を指定し、通知等を発送させていただきます。

この届は、相続登記が行われるまでの間、固定資産税納税通知書の送付先や納税関係の連絡先を確認するための届であり、不動産登記法における相続登記や相続税等に関する手続きとは関係ありません。相続等による不動産の名義変更は、別途、法務局での申請が必要となります。

なお、未登記家屋については、阿波市役所 税務課で名義変更手続きを行っていただく必要がございます。

ご不明な点がございましたら、阿波市役所 税務課 固定資産税担当（☎0883-36-8714）までお問い合わせください。